

第27回 全日本学生選手権個人ロードレース大会 大会要項

(20110305 版)

主催	日本学生自転車競技連盟
共催	(財)日本自転車競技連盟 長野県自転車競技連盟
協賛	(財)JKA (財)日本自転車競技会 (社)全国競輪施行者協議会 全国競輪場施設協会 (社)日本競輪選手会 株式会社パールイズミ ブリヂストンサイクル株式会社 やぶはら高原イベント実行委員会
後援	木祖村 木祖村観光協会
協力	独立行政法人水資源機構味噌川ダム管理所 木曾広域消防本部
期日	平成23年6月18日(土) 12時20分 女子監督会議 13時00分 女子競技開始 6月19日(日) 07時20分 男子監督会議 08時00分 男子競技開始
会場	長野県木曾郡木祖村 奥木曾湖周回コース1周9.0kmサーキット(フィニッシュは+1km、柳沢尾根公園頂上) URL: http://www.misogawa.jp/index.html
大会主旨	本大会は、平成21年度の日本学生自転車競技連盟(以下、「本連盟」という)に登録した選手によるロード種目の優勝者を定める大会とする。
競技種目	個人ロードレース 男子 181km(9km×20周+1km) 女子 100km(9km×11周+1km)
参加資格	1.当該年度に有効な、(財)日本自転車競技連盟(以下、「JCF」と言う)登録競技者のうち、本連盟加盟校の登録選手であって、学連大会参加基準を満たしている者。 2.前項の規定にかかわらず、女子においては、本連盟が認めたJCF登録選手のオープン参加を認める。 3. <u>ユニバーシアード大会参加資格を有する卒業生等のオープン参加を認める。</u>
参加申込	1.参加を希望する選手は、所定の様式にて本連盟事務局まで申し込むこと。参加料については、 <u>学連登記者は1名につき4000円、オープン参加者は一名につき6000円とする。電子メールの到着を以て参加申込の正式受領とするが、同一内容を郵送もしくはファクシミリにて事務局アドレス宛、期限内に送付する事。</u> 申込書式はJICFウェブサイトより入手できる。 2.申込期限および参加料納入期限は、 <u>5月31日(火)必着</u> とする。 3.参加料の送金は、銀行口座振込とする。送金名義人について、振込元に <u>大会コード・0618</u> と、XX大学等、必ず学校名を記入すること。(オープン参加は個人名とする。)
振込先	長野県労働金庫(ろうきん) 諏訪湖支店 普通 9686208 口座名義 日本学生自転車競技連盟
選手受付	4.一旦入金された参加料は如何なる理由があろうとも返金しない。 正当な理由なき欠場者には、参加料と同額のペナルティーを課す。 別途コミュニケ発表の受付場所にライセンス(または、登録手続き中であることを証明する書類)を提示してゼッケンを受け取ること。
賞典・式典	2.選手は、競技開始15分前までにスタート・チェックシートに出走サインを自署すること。 1.開会式・表彰式・閉会式については、別途コミュニケにより発表する。 2.男子は、優勝者にチャンピオン・ジャージ、賞品、賞状を授与し、2・3位には賞状、賞品を、4位から10位までには賞状を授与する。 3.女子学生は、優勝者にチャンピオン・ジャージを授与し、第3位以内には賞状と賞品を授与する。 4.女子オープンは、優勝者に賞品を授与し、第3位以内には賞状を授与する。
事故措置	1. 競技中発生した事故等について、主催者にて応急処置の範囲の体制は準備するが、以降は各自の責任と費用負担において対応のこと。 2. JCF 競技規則第5条に従い、各自の責任において第三者賠償責任保険を含む保険に加入の事。 3. 各選手は、各自の責任において傷害保険に加入し、健康保険証を必ず持参すること。
競技規則	JCF 競技規則による他、詳細は本大会特別規則を定め適用する。
事務局	日本学生自転車競技連盟 〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育館4階 TEL&FAX: 03-3481-2369 E-mail: jicf@remus.dti.ne.jp URL: http://www.remus.dti.ne.jp/~jicf/

第26回 全日本学生選手権個人ロードレース大会 特別規則

第1条(スタート位置)

男子は、出走選手のうち、昨年度の本大会における上位10名までの選手にシード権を与え、最前列でのスタートを認める。

第2条(器材補給)

1. 男・女共に主催者にて共通器材車を用意する。これに積載する代輪は各校にて用意し、スタート地点に持参すること。
2. 各校にて用意した代車・代輪は、別途コミュニケ発表のピット指定箇所にて交換を認める。

第3条(食料補給)

飲食料の補給は、別途コミュニケ発表の「補給エリア」にてのみ認める。補給許可周回数とは別途コミュニケにて告知する。

第4条(失格・棄権)

1. 原則として先頭より10分遅れた選手は失格とする。またコミッサーが完走不可能と判断した選手も失格とする。
2. 競技を中止した選手は、速やかにゼッケンを外すこと。

第5条(その他) ジュニア選手のギア比の制限は行わない。

注意：大会要項は諸事情により変更される場合があるので、JICF ウェブサイトを随時チェックすること。